

「平成 20 年国土交通省告示第 513 号（租税特別措置法施行令第 26 条第 33 項第 6 号の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替等）の一部を改正する告示等」について

令和 5 年 1 月 1 日

国 土 交 通 省

1. 題名

平成 20 年国土交通省告示第 513 号（租税特別措置法施行令第 26 条第 33 項第 6 号の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替等）の一部を改正する告示等

2. 改正の趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の改正に伴い、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）の一部が令和 4 年国土交通省告示第 1105 号により改正されました。それに伴い、平成 20 年国土交通省告示第 513 号等について、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 2 号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

令和 5 年 1 月 1 日に施行いたします。

【参照条文】

○ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

第 39 条 （略）

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）